

『中右記』の災害情報と記主藤原宗忠の視座 —1108年(嘉承3・天仁元)上野国浅間山火山災害を巡って—

飯 塚 聰

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

序一『中右記』災異記事と天仁元年浅間山火山災害	3. 平安後期の上野国と摂関家
記事	4. 『中右記』への上野国浅間山火山災害記事記述の
1. 『中右記』記主藤原宗忠の出自と摂関家との関係	背景
2. 藤原宗忠の官職歴と各職務	結びにかえて

— 要 旨 —

周知のとおり、群馬県を中心とした北関東において、嘉承3年(天仁元年、1108)の浅間山大噴火により大量に降下した浅間Bテフラは、埋蔵文化財関係発掘調査の上で、重要な年代指標となっている。その根拠史料が、御堂関白藤原道長の流れを汲む都の名門貴族藤原宗忠の『中右記』である。

「右大臣藤原宗忠の『中右記』に記載されている浅間山大噴火の痕跡」と、地元では浅間Bテフラに伴う各種遺構遺物の説明が常套句となっている。ところで宗忠が右大臣に昇進したのは、80歳の長寿を全うした宗忠75歳の時で、天仁元年から28年経った保延2年(1136)のことである。

精確に時系列を追うと、宗忠が天仁元年9月5日の公卿会議の席上で浅間山大噴火と上野国の被害を掌握した時は、47歳で「権中納言」であった。宗忠が権中納言に就いたのはその1年8カ月前の長治3年(嘉承元、1106)の暮れのこと。通算12年の中弁・大弁・参議大弁を経ての昇進であった。

都の貴族の日記の記載内容は、居住し、子孫に家伝としてその次第を継承すべき職務や儀式行事を勤仕する都での情報が主である。地方の情報は、都でも感知した大地震等の諸事象のほか、赴任や行幸への随行等があれば記録されるかどうかである。こうした中で権中納言藤原宗忠は、遠い坂東の浅間山大噴火と上野国内田畠壊滅を『中右記』に特記した。本稿は、その背景について掘り下げてみたものである。

要点は、(1)国家的行事・儀式・政務に係る諸業務を取り扱う弁官の官歴と、その在任中に経験した大規模災害(寛治8年(嘉保元、1094)の内裏堀河殿焼亡、嘉保3年(永長元年、1096)の興福寺焼亡と永長大地震など)にともなう地方への視野、(2)宗忠は摂関家とミウチの関係にあり、歴代の摂関家当主を補佐したこと、そして(3)その摂関家と大国土上野国との暦年の結び付きの過程、に据えた。宗忠の上野国への視座は、こうした背景により形成されたものと考える。

キーワード

対象時代 平安時代後期
対象地域 京畿内周辺 上野国
研究対象 古記録 歴史災害

序一『中右記』災異記事と天仁元年浅間山火山災害記事

周知の通り、平安後期を代表する古記録である藤原宗忠の『中右記』には、嘉承3年(天仁元年、1108)の浅間山大噴火と上野国内の被災状況、朝廷の対応等が記されていることで有名である。

『中右記』天仁元年九月五日条によれば、公卿会議や諸政務が行われる陣座にて、右中弁藤原長忠により上野国司から上申された情報として浅間山大噴火とともに上野国内の田畠壊滅が報告された。このとき権中納言としてこの情報に接した藤原宗忠は、「一國之災未有如此事」と評し、「希有之怪」により記し置くという理由とともに大噴火の事実が宗忠によって記録され、現在に伝えられることとなった。

通常、古記録と総称される平安期以降の都の貴族の記録は、朝廷での官職や役務に伴う儀式や政務など、後継子孫が先例として参照すべき内容を中心とするほか、氏の行事や親族を巡る話題、そして居住する都とその近辺に関する情報が掲載され、地方に関する話題は、地方官として赴任、もしくは皇室の行幸・行啓や主家や貴人の巡礼への仕候等による道中の描写等、限られたものとなる。また、日々の天候のほか、天地の変異があれば具体的に記録するのが通例である。

藤原宗忠は、藤原道長の玄孫として康平5年(1062)に誕生し、保延7年(1141)に80歳の長寿を全うし、晩年には右大臣をつとめた上級貴族である。『中右記』は、寛治元年(1087)宗忠が26歳の時に起筆し、保延4年(1138)77歳で擱筆するまで、実に52年間にわたり記述されてきた膨大な記録である。今日まで鎌倉期の古写本等が伝わり、途中所々缺落箇所があるものの、平安後期の中央の儀式・行事、政務、貴族社会の様子を長期にわたり詳細かつ具体的に伝える特筆すべき史料である。

この『中右記』には、天変地変も発生するごとに記録されている。別表は『中右記』に記された災異記事の一覧である。特に直接体感する地震は必ず記載されたと見られ、実見に基づく天の異変や火災もその都度記録されており、宗忠が居住する平安京とその近辺の様子が多くを占めているのは他の古記録と同様である。ただその中で、都を含む広域の大災害とともに、地方の災害災異が具体的に記録されている箇所がある。(以下、特に出典を示さない限りは『中右記』を典拠として記述する)

まず、嘉保3年(永長元年、1096)11月24日に発生した後世「永長の大地震」と称される大地震である。京畿のみならず、伊勢湾から駿河にかけての東海地方で津波災害をもたらしている⁽¹⁾。都でも大きく揺れ、諸寺院で被害が生じ、東海道諸国からの被害情報も伝わり、宗忠も『中右記』で、関白内大臣藤原師通も『後二条師通記』でそれぞれ記述するなど、広域の災害として都とその近辺と更に地方の情報にも目を向けた記載である。12月9日、

朝廷はこの大地震に際し、嘉保から永長に改元した。なおこの3年後の承徳3年(1099、康和元年)1月24日に、奈良興福寺の損傷が伝えられる康和の大地震とも称される大規模な地震が記録されている⁽²⁾。

また、浅間山大噴火の3年後の天永2年(1111)に生じた伊豆諸島の火山活動の記載がある。同年10月下旬から11月初頭にかけてしばしば東方から鳴動が響き渡る現象が都で生じ、富士山や浅間山の噴火ではないかなど様々な言説が流れたが、11月下旬伊豆国からの報告により、海上に神火が生じ大鳴が続いたことであったことが判明する。これは伊豆諸島の火山活動であったと考えられている⁽³⁾。都に及んだ伊豆諸島の火山活動のしるしに対し、宗忠は希有な天変地変と書き記している。

そして、天仁元年の浅間山大噴火である。大災害を伴う噴火が発生したのは嘉承3年7月21日のことであった。直後の8月3日に天仁に改元(前年12月1日鳥羽天皇即位に伴う改元)、都に届いた上野国司からの報告が公卿会議の場で披露されたのが9月5日のことであった。あらためてその記載を時系列に即して掲示する。

※(文中()及び、浅間火山噴火の様子を示す傍線は筆者による)

○治暦年間(1065~1069)以降

「從治暦間峯中細煙出來、其後微々也」(九月五日条)

○嘉祥三年(天仁元年、1108)※八月三日改元。

「七月二十一日 猛火燒山嶺・・・」(九月五日条)

八月二十日条 (略)藏人弁(藤原)顥隆仰云、近曾

天下頻鳴動、若依何祟所致哉可令ト申者、官(神祇官)
寮(陰陽両)内々催儲也、仍俄行軒廊御卜、以來問時
占之、午時、官申云、兵革、寮申云、公家御慎、戌
亥未申方大神成崇者、則令奏聞、仰云、件両方神社
追可有奉幣者、仍退出了、

八月二十五日条 寅卯時許東方天色甚赤云々、

九月三日条 天晴、早旦東方天甚赤、此七八日許如此、
誠為奇、可尋知歟、

九月五日条 (略)左中弁(藤原)長忠於陣頭談云、

近日上野國司(藤原為忠力)状云、國中有高山、稱麻
間峯、而從治暦間峯中細煙出來、其後微々也、從今
年七月二十一日猛火燒山嶺、其煙屬天沙礫滿國、煙
燼積庭、國內田畠依之已以滅亡、一國之災未有如此
事、依希有之怪所記置也、

九月二十三日条 今日午時許有軒廊御卜、上卿源大納
言、俊(源俊明)、上野國言上麻間山峯事、

十月六日条 藏人弁(藤原顥隆)仰云、近日天変頻示、
怪異屢侵、依如此事、可被行非常赦、早可令作勅書、
但觸伊勢太神宮並八幡宮訴者、非免限者、予答云(略)

以下、浅間火山とその他の異変に対する朝廷の動勢に

についての経過を確認する。

- 浅間山は治暦年間(1065～1096)に噴煙を上げ、以降は活動はさほどでもなかった。
- 嘉承3年(天仁元年、1108)7月21日に大噴火を起こした。
- 8月20日には、各地で頻発する鳴動(『殿略』天仁元年八月十五日条によると、大和国の秋篠山陵(成務天皇陵・神功皇后陵)の鳴動により軒廊御トと山陵使定が行われ、同月十八日条には未明と昼の二度にわたり東北方で太鼓の如き大鳴がしたという)に対し軒廊御トを行うと、神祇官からは兵乱の兆し、また陰陽寮からは西南方と西北方の大神の祟りとの報告があり、各方の神社へ奉幣することになったという。
- 浅間山火山活動との因果関係は不明であるが、8月下旬から9月にかけて東方の空が赤く染まる現象が何日か続くなどの記載が散見される。
- 9月5日、公卿会議において左中弁藤原長忠より上野国司からの解状の内容が報告され、7月21日の浅間山大噴火発生(猛火山嶺を焼き、噴煙が天を覆い、砂礫が国中に降り積もり、国庁(または国司の館)の庭にも埋み火のような灰燼が降り積もった)と、上野国内の被害(国内田畠壊滅)を公卿達が知ることになった。
- 9月23日には軒廊御トが行われて浅間山大噴火のことが卜定された。
- 10月6日には天変の頻発に際し非常赦が実施された。

浅間山は治暦年間(1065～1096)に噴煙を上げ、以降活動は顕著なものではなかったが、嘉承3年(天仁元年、1108)7月21日に大噴火をおこし、国中に砂礫が降り積もり、また国庁(または国司の館)の庭にも埋み火のような灰燼が降り積もり、国内田畠は壊滅したと記す。

この前後の記述によると、8月に秋篠山陵など天皇陵が鳴動したり東北方向で大鳴が起こるなどの異変により軒廊御トがおこなわれ、更に同月下旬から9月初頭にかけ、東方の空が赤く染まる変異があり、そして9月5日に上野国からの報告で7月21日の惨状が伝えられた。9月23日には浅間山について軒廊御トがおこなわれ、10月6日にはこれら打ち続く天変怪異に際し、非常赦の実施が決定された。

なお軒廊御トとは朝廷が行う公式の卜占で、天変、災異、変事、穢れのほか、社殿造営など、様々な事態に際し、神祇官と陰陽寮によって行われた。内裏の正殿である紫宸殿の南東隅から東の宜陽殿に渡る吹き放ちの土間床の廊である軒廊で行われるため、軒廊御トと称した。また非常赦とは、天皇の権限により天下に恩赦を施す際の通常の大赦を常赦と称すのに対し、罪を免ずる範囲を広げた非常の大赦のことを言う。こうした措置の主たる原因となった浅間山大噴火は、国家の重大事として認識され

たのであった。

天仁元年の浅間山大噴火については、最も重大な被害を被った当地上野国の惨状について、「其煙屬天沙礫満國、燐燼積庭、國內田畠依之已以滅亡」と記された状況を裏付ける事象が、群馬県を中心に埼玉・栃木・長野の各県等における現代の考古学的調査によって数多く明らかにされてきた⁽⁴⁾。

『中右記』の記載は、文献史学のみならず考古学と火山学・地質学、そして近年では防災学という学際的かつ分野横断の研究素材として重要な役割を担っていることは周知のとおりである。天仁元年の浅間山大噴火の根拠史料として頻繁に参照・引用される一方で、当時都にあって権中納言として議政官の一員に加わり国家の運営に携わっていた藤原宗忠が、遠い坂東の上野国が被った火山災害の情報を記録し残したことの背景については殆ど考察なされてこなかったと言って良い⁽⁵⁾。冒頭でも触れたように、報に接した宗忠は、一国の災としてこれまでに無い事と評し、希有の災異であるためとその動機を記している。本稿では、更にその背景を検討したい。

藤原宗忠は、博識で高い実務能力を發揮し、長きにわたり白河親政ならびに白河院政下の堀河・鳥羽・崇徳帝の朝廷の実務遂行に尽くすとともに、時の氏長者(摂関)師実・師通・忠実・忠通の四代に近侍し、摂関家当主からの厚い信頼のもとで諸調整に活躍した。後述するように、弁官(中弁・大弁)として国家の諸政務や諸儀礼遂行のための実務や諸国・諸寺社との調整実務に奔走した経歴、そして摂関家との親密な交流など、儀式政務や諸国諸寺諸寺社等の諸事情に通じた宗忠ならではの、上野国の大噴火災害記載の背景が推察できるのではないかと考える次第である。

そこで、『中右記』の記主藤原宗忠その人に焦点を当て、宗忠の出自と摂関家との関係、宗忠の経歴・官職歴、そして摂関家と上野国との結び付き、の3つの観点を掲げて検討してみたい。

1 『中右記』記主藤原宗忠の出自と摂関家との関係

藤原宗忠は康平5年(1062)の生まれで、父は左近衛中将で後に権大納言となる藤原宗俊、母は日野流藤原氏の式部大輔・文章博士の藤原実綱の女である。祖父は権中納言左衛門督で後に右大臣となる藤原俊家(大宮右大臣・大宮右府)、曾祖父は藤原道長の二男の右大臣藤原頼宗(堀河右大臣・堀河右府)である。宗忠は、御堂関白藤原道長の玄孫にあたり、道長の二男頼宗の直系の曾孫という名門の出自である。

なお、宗忠の母方の日野流藤原氏は、橋本義彦が推察するように、曾祖父の文章博士の藤原資業以来紀伝道(文章道)を家学とし、祖父実綱ほか文章博士や東宮学士を輩出し、宗忠は実綱とその息男有俊・有信らから漢籍や

文章の講説等を受けるなど、母方の一族は学問の師匠として宗忠の資質・教養の涵養・形成に大きな影響を与えたと考えられている(橋本1976、404-405頁)。

承暦2年(1078)1月、17歳の時に白河天皇の侍従に任じられて以後官歴が刻まれてゆく。なおこの年、藤原道長の長子頼通の直系で、摂政・関白を受け継ぐ御堂流(摂関家)において、関白左大臣師実の子の権大納言師通(後に関白内大臣。宗忠と同年)の子として忠実(後に摂政太政大臣・関白)が誕生している。忠実の母は宗忠の祖父の右大臣俊家の女で父宗俊の妹の全子であり、宗忠の叔母にあたる。そして師通と全子の子でのちに摂関家の当主となる忠実は、宗忠にとり従兄弟にあたる。

宗忠は、祖父俊家・父宗俊以来の、師実・師通・忠実と続く摂関家のミウチであり、公私にわたり摂関家と緊密な関係のもとで官人・貴族として活躍することとなる。

特に宗忠の30代末以降の後半生は、摂関家の若き当主忠実を支える存在となる。承徳3年(康和元、1099)6月28日、宗忠が近侍する同年齢の関白内大臣藤原師通が病により38歳で急逝する⁽⁶⁾。これに伴い8月には堀河天皇から師通の子忠実(22歳)に内覽の宣旨が下され⁽⁷⁾、師通の後継者として摂政・関白の地位が約束されるとともに、忠実は10月6日には氏長者となつた⁽⁸⁾。先述のとおり忠実の生母は宗忠の叔母の全子であり、忠実は全子の実家の大宮右大臣藤原俊家の家で誕生した⁽⁹⁾。宗忠は後の康和5年(1104)、忠実が誕生して以来摂関の地位に就いた今に至るまで二心無く仕えてきたことを表している⁽¹⁰⁾。戸田芳実は、宗忠は先代師通早世のあと若くして内覽・関白となった忠実を「一家之光華」⁽⁹⁾として捉え、祖父俊家以来の宗忠の実家で生まれ育った忠実をその成長とともに見守り近侍し、摂関家隆昌の希望を託し、また忠実も実務能力を發揮する宗忠の才智に信頼を寄せ、補佐役として期待していたものと推定する(戸田1979、61-62頁)。また、宗忠は忠実に代わって太政官の諸文書内覽の補佐役もつとめており⁽¹¹⁾、忠実からの信頼の厚さを物語っている。

藤原宗忠は、浅間山が大噴火した嘉祥3年(天仁元年、1108)当時、忠実のミウチとして摂関家を支える立場にあったことに留意しておきたい。

2 藤原宗忠の官職歴と各職務

ここでは、宗忠が承暦2年(1078)17歳で侍従に任じられて以降、浅間山大噴火が発生した嘉祥3年(天仁元年、1108)に至るまでの官職歴について辿ってみたい。

(1)弁官従事

近衛ルートから弁官ルートへの転身

承暦5年(永保元、1081)1月、20歳の時に昇殿を聴され、翌永保2年1月には従五位上に昇った。翌永保3年22歳の時に右近衛少将に任せられた。この年、前美濃守

藤原行房の女子を正室に迎えている。藤原行房は関白藤原実家の家司であり⁽¹²⁾、宗忠の大宮右大臣家と摂関家との結び付きの中での縁談であったと思われる。応徳4年(寛治元、1087)1月に美作介を兼ね、8月には左近衛少将に遷任、翌寛治2年(1088)1月に従四位下に叙せられた。27歳のこの年、ここで左近衛少将は止められ、6月には一昨年(応徳3年、1086)白河の譲位により即位した堀河天皇の侍従に任じられた。寛治6年(1092)1月には讃岐介を兼ねる。31歳のこの年の2月6日には、春日祭上卿を勤める中納言右近衛中将藤原忠実(15歳、関白師実の孫、内大臣師通の息子)率いる春日祭使が都を出発した際の一一行に、25名の前駆殿上人の一員として加わっている⁽¹³⁾。

寛治8年(嘉保元、1094)6月13日、33歳の時に右中弁に任じられ、太政官の事務局で弁官としての活動を開始することとなった。『弁官補任』によると、少弁を経ない「中弁直任例」、そして近衛少将・侍従を経た人物の中弁就任「四位前少将任侍従之後、加中弁例」と記され、前例の無い人事であったことが表示されている⁽¹⁴⁾。

橋本義彦によれば、宮廷貴族が定員16名の狭き門である公卿の座に列する昇進の仕方として、大きく二つのルートが指摘されている。まず上流貴族に一般的なのが近衛少将から中将に進み、蔵人頭をつとめる頭中将から公卿に昇る「近衛ルート」である。血筋と父祖の地位やはたらきかけがものを言う上級貴族ならではのルートである。それでもう一つが、弁官の官歴を経て蔵人頭をつとめる頭弁から公卿に昇る「弁官ルート」である。このルートは弁官の職務上文筆の才を含む実務能力が要求されたので、中流以下の貴族にも才識により昇進する機会として与えられ、やがて中流以下の貴族の専用ルートと化していった(橋本1976・404頁、佐藤2011)。

弁官局

弁官局は、太政官において国政を審議する大臣・納言・参議ら議政官を支える事務機関であり、太政官の諸務を処理し、文書の発給と保管、太政官と諸司・諸国との連絡調整を主たる職掌とする律令官司機構の中核である。職員は左右弁官・左右史・左右史生・左右官掌・使部で構成され、その幹部である弁官は、左右の大弁・中弁・少弁(この6名のほか平安期には権弁1名も常置され、七弁と総称された。なお大弁に昇進すればその多くは参議を兼ねて公卿に列し、更にその上の納言・大臣へと昇進する道筋を得ることとなる)で構成された。また、弁官の中には要職の蔵人頭(頭弁)をはじめ、内蔵寮頭や左右京大夫などの主要官司の責任的地位を兼ねたり、国司交替の際の勘解由使のほか、修理左右宮城使や防鴨河使といった宮城の修繕や鴨川等の水害対策、国家的儀礼の際の装束使など、そして造東大寺使・造大安寺使・造興福寺使といった自然災害や焼亡等による損壊への復旧

が続く国大寺の修理造営機構の責任者など、それぞれ弁官が長官となり、国家事業を太政官として遂行する任務も分担した。

また、伊勢遷宮や春日行幸といった重要国家行事や重要儀式・法会の際には、公卿と弁官局の太政官機構を基礎とした上卿(公卿)・弁(左右弁官)・史(左右史)で構成される行事所が編成され、その次官(行事弁)として実務をとり仕切った。

更に、国家的儀礼や法会等の財源として大蔵省正蔵院に置かれた、太政官管理下の正蔵率分蔵の責任者(率分勾当、率分弁)として、財源を管理した。

こうした朝廷の重要事業とその業務を分担した弁官は、その職務遂行上、文筆の才を基礎とし、律令格式や故実の基本的な知識や、諸司諸国的情報収集や諸調整を行なうなど様々な実務能力が要求されたのである。

藤原道長の二男頼宗の曾孫である宗忠は上流貴族の家の出身であり、当初近衛ルートから官人貴族の世界に進んだが、先述のように寛治2年左近衛少将が止められ、侍従を経て同8年(嘉保元、1094)に右中弁に任じられ、ここに近衛ルートから弁官ルートへの転身という異例の人事が行われることとなった。母方の日野流藤原氏一族の学才に学び、自ら勉励し続けた才識が評価されたものと考える。こうして、時の朝廷が取り組むべき重要任務を任せるべき人材として、宗忠を弁官として配置するにいたったと見られている(戸田1979、22頁)。

なお宗忠は、右中弁に任じられた数日後の6月22日、今回の除目で権中納言となった15歳年上の治部卿藤原通俊宅を訪ね、弁官の事について教えを受けている⁽¹⁵⁾。藤原通俊は、摂政・関白・太政大臣藤原忠平の一男の関白太政大臣実頼の子斉敏の子孫で、弁官、蔵人頭(頭弁)、参議右大弁を経て権中納言に昇った人物である⁽¹⁶⁾。姉妹を通じて白河天皇とその親族と姻戚関係にあり、また白河天皇による勅撰集『後拾遺和歌集』の撰者にもなった。その卒伝(『本朝世紀』康和元年1099八月十六日条)によると「通俊才兼_二和漢_一、深達_二政理_一」と評され、学才豊かな実務官僚の姿が伝えられている。『中右記』によれば、通俊は宗忠に目を掛けていた人物で、宗忠は早くに弁官で実績を積み遂に納言に昇った通俊のことを目指すべき吉例とし、師匠としたとある⁽¹⁶⁾。宗忠は少弁を経験しておらず、いきなり様々な責任ある諸役を兼務する中弁に就任したこともある、かねてより支援してくれてきた通俊に教えを請うたのであろう。この先長治3年(嘉承元、1106)に権中納言に昇進するまでの間、12年間にわたり中弁、頭弁、参議大弁という同じ宮途を歩むこととなる宗忠の、通俊は職務の師であり手本であった。

さて、時の朝廷が宗忠を右中弁に転任させて従事させた重要任務とは、伊勢神宮の式年遷宮の遂行と、国家的行事遂行のための重要な財源である正蔵率分の管理であつ

た。宗忠は右中弁就任から10日後の6月23日に、20年一度の伊勢神宮の式年遷宮の一連の事業をとり仕切る伊勢遷宮行事所の次官(行事弁)への就任と、大蔵省の正蔵院に置かれた太政官管理下の特別な蔵及び機関である正蔵率分所の勾当(率分弁)に任命された⁽¹⁷⁾。

伊勢遷宮行事所行事弁

喫緊の課題である伊勢神宮の式年遷宮は、内宮が翌年(嘉保2年、1095)に迫っており、外宮がその2年後(永長2年/承徳元年、1097)であった。宗忠が行事弁に任じられた6月23日には造宮使も新たに任せられ、事業完遂に向けての人事の刷新が行われた。また嘉保元年には外宮の行事弁も兼務することとなった。棚橋光男によると、院政期の伊勢遷宮行事所の最大の職務は、造替費用の財源である神宮役夫工米の諸国への所課であり、行事所が課役徴収のために派遣する造宮催使と諸国の国郡や荘園との間で生ずる様々な軋轢の調整が大きな課題であり、この時の遷宮事業で生じた諸問題に関し諸国から上げられた解状は、上野国も含む三十三か国に及んだという(棚橋1983)⁽¹⁸⁾。

『中右記』によれば、11月23日には行事所長官藤原通俊邸に行事弁宗忠ほか行事史惟宗盛忠、造宮使大中臣親長が参集し、造宮解怠の事を審議し、役夫工に関する諸国解状等を処理するとともに、関白藤原師通のところに文書を持参し内覽を仰ぐなどしている。また、12月1日にも上卿通俊邸にて造宮解怠の事や役夫工米の納入を渋る諸国に対する審議が行われた。そして諸国・諸荘園での役夫工催使への抵抗への対処、また役夫工米の納入を渋る国々への検非違使派遣等、関白師通・前関白師実の承認を得ながら事を進めていった。また内宮の造作の遅延も問題となり、その対応に追われるなどしている。そして行事弁宗忠は京都から伊勢への神宝使派遣に必要な召物の調達や御神宝の製作に奔走し、嘉保2年9月7日、無事神宝使の発遣を遂げた(戸田1979、24-31頁)。

正蔵率分所勾当

次に、正蔵率分所の責任者の勾当(率分勾当、率分弁)を任されたことについて確認する。

正蔵率分制度は、大蔵省に収納する諸国貢納物のうち十分の二を太政官管理下の蔵(率分蔵・率分堂)に別納し、節会・儀式・行事・仏事や諸社幣帛料等の財源として充当する制度である。太政官の統制下にある最も重要な機構の一つとされるこの制度は、天暦6年(952)に開始され、諸国からの貢納物未納による中央財政の窮乏が顕在化し、各種行事の遂行に影響が及ぶ事態に際しとられた措置に始まる。当初は貢納物の十分の一が別納されたが、12世紀初頭には十分の二に引き上げられた⁽¹⁹⁾。

率分蔵(率分堂)を管理する正蔵率分所は、弁官を筆頭とし、民部省主計寮の主計頭、大蔵省の大蔵輔、中務省の大監物等で構成される勾当によって管理されていた。

率分勾当に任じられた弁官(率分弁)が他の勾当を指揮し、太政官による諸行事諸法会、諸社奉幣等の財源として出納・管理がなされたのであった。なお、畿内五か国と陸奥・出羽など六か国は興福寺修造の費用に充てるため、正蔵率分の対象国から除外されていたという⁽²⁰⁾。

率分勾当となった弁官は、正蔵率分所の責任者として、諸国からの貢納物の収納を管理し、必要に応じて太政官の決定に基づく支出管理を職務とした。『中右記』によると、率分勾当の職は「不レ論_二上下臘_一、為_二諸国_一以_二不レ被_レ憂之人_一、可_レ為_二率分之弁_一之由、有_二議定_一」(寛治八年、嘉保元年(1094)、六月二十五日条)と記され、弁官の中の地位の上下によらず、諸国に対し憂いを生じさせず円滑に物事を運ぶことの出来る人物を選任した職と評され(寛治八年六月二十五日条)、人選には注意が払われたことがうかがえる。

宗忠は右中弁に補任されてすぐに正蔵率分所勾当にも任じられており、適任者としての期待が非常に高かったことが推察される。宗忠は正蔵率分所勾当に任じられた翌々日、権中納言兼民部卿の源俊明に会い、上位の弁官諸氏を差し置き弁官になったばかりの「新任未練之者」である自身がどうして職務に堪えられようかと、自身が率分勾当の職に任じられたことに疑義をうつたえている。これに対して源俊明は、宗忠の率分勾当への任命は関白藤原師通の意向であり、堀河天皇も承知する抜擢であること、そして先に掲げた当該役職の「不レ論_二上下臘_一、為_二諸国_一以_二不レ被_レ憂之人_一」の理由をもって宗忠が適任者であり、辞退してはならないと諭している⁽²¹⁾。

宗忠の弁官就任は、喫緊の課題である伊勢遷宮行司官、そして恒常に朝廷の財源を管理し円滑な国家行事の遂行に資する正蔵率分所勾当として実務を伴うものであり、その職務遂行を関白から期待され、上皇・天皇も承知していたことが『中右記』の記載からうかがうことができる。とりわけ、宗忠と同い年でミウチの関係にある関白藤原師通からの厚い信任がうかがえる人事であった。

修理左宮城使長官

内宮の遷宮が一段落した翌年の嘉保3年(永長元、1096)4月、宗忠は修理左宮城使長官に任せられた。修理左・右宮城使はともに弁官が長官を勤め、太政官直営で宮城の修理・造営にあたる令外官である。平安時代を通じて大内裏や内裏は地震や大風や火災により度々建物施設の破損、顛倒、焼亡を繰り返してきており⁽²²⁾、本来の造作官司である木工寮に加え、弘仁9年(818)に修理職が設置されて京内と宮城の修理を担当したが⁽²³⁾、延久3年(1071)に修理左右宮城使が組織され⁽²⁴⁾、弁官を長官とすることで太政官直営による迅速な宮城修理を図るべく、木工寮・修理職を補完し事にあたった。

宗忠が当該官職に任じられた理由としては、『中右記』

によればこの2年前の嘉保元年(1094)10月24日に内裏堀河殿が焼亡した際に、たまたま皇居内に宿待していた宗忠は、堀河天皇の指示のもと中宮の保護や御物類の搬出等に従事、駆けつけた関白師通の指示に従い対応に奔走し、諸施設の修繕を内匠寮・木工寮・修理職に差配しており⁽²⁵⁾、宗忠が内裏の火災の始末に奔走し、事後処理に携わったことが評価されてのことと推察する。

また冒頭にも触れた「永長大地震」も当職就任中のことであり、大内裏の損傷の確認にあたるなどしている。

『中右記』によれば、嘉保3年(永長元年、1096)11月24日の朝、大地震が発生し、揺れが続くこと一時に及び、多数の家屋家々が倒壊し、古今に比べるものがないほどの地震とあり、御所では堀河天皇が池の船上に避難した様子が記されている。そして宗忠はこの時大内裏の巡檢を命じられ、応天門の西楼が大きく傾斜したものの、大極殿の柱が所々東に一、二寸動き、瓦が落ちかかっている程度で大きな破損は見られなかったことを報告している。その後も余震が続いたことが記載からうかがえる。宗忠は、日記の裏書に後日もたらされた近江の瀬田橋大破、東大寺鐘楼の鐘落下、法成寺東西両塔の金具が落下、法勝寺本尊等の光背が多数破損、各所の塔も多く損傷等々の被災情報を列挙している。更に一連の天変地震により嘉保から永長に改元が行われた12月9日の記載には、伊勢国阿乃津を津波が襲い、多くの民戸が被害を受けた様子が記されている。また、関白藤原師通の『後二条師通記』には駿河国でも寺社や民家流失が四百余りに及んだことが伝えられている⁽²⁶⁾。

宗忠が諸国の津波被害の中で特に伊勢国的情報を例記したのは、永長2年(承徳元年、1097)の外宮遷宮を控えた伊勢遷宮行事所行事弁としての職務や遷宮そのものへの影響への推量と、内宮遷宮以来の伊勢国との情報網に基づくものであろう。

宗忠は、この大地震に際し修理左宮城使としての職務を遂行するとともに、正蔵率分所勾当として諸公事執行の財源となる諸国からの貢納物収納への影響を推し量るため、そして弁官として諸法会の舞台となる国大寺の修繕に関わる被災情報の収集、伊勢遷宮行事官としての地元情報収集など、弁官の職務に基づく諸国・諸施設の情報を集約し関心を寄せている。この12年後に『中右記』に記録されることとなる天仁元年(1108)の上野国の浅間山大噴火とその被害状況についても、この先つとめた弁官の職務を通じて得た諸国への視線を背景としたものであると考えている。

永長2年(承徳元、1097)2月3日には春日行幸の行事弁となり、準備にとりかかることとなった。

内蔵寮頭

同年4月30日には内蔵寮の頭(内蔵頭)に任せられた。内蔵寮は中務省に属する官司で、天皇・後宮の供御を奉

る任務を有し、『職員令』(『令義解』)によれば、金銀珠玉、宝器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇瑋物、年料供進御服、及び別勅用物の出納、調進を任務とし、平安期には藏の管理、諸国・諸寮司から納入される物品の出納と管理、そして必要物品の製造も行った。このほか、諸陵墓や諸社への奉幣も任務とし、後には博多において宋船との貿易にも携わり、京に送られた唐物を宮城の門外に立てた宮市にて売却した。また、内蔵寮領の管理にも携わった。内蔵頭は天皇・皇后の御装束や諸社奉幣の料物の調達を任せられ、頭の廷内に御服所を設けて御服裁縫女工を集めて御服を調整し納めていた。承徳2年8月5日条によれば宗忠も邸内に新御服所を設けている。

ところで永長2年(承徳元)4月30日条によれば、宗忠の内蔵頭就任は、宗忠に信頼を寄せる堀河天皇の意向によるものであったという。天皇・皇后の装束等の調達という重大な責任を有す内蔵頭は、多くの物資を調達せねばならず、宗忠が言うには、不足が生じたらこれを補うため収益豊かな受領が任じられる傾向にあった。そのため天皇から打診された当初、宗忠は財力豊かな受領が任せられるべき役職であり、自身では困難として再三固辞したが、堀河帝より「親昵を成す人」すなわち親しみ馴染んだ人物の任命で円滑に業務を進めてもらいたいとの意向が重ねて示され、宗忠もこれを受け入れるに至った。

また、過去の内蔵頭には時の天皇の親昵人が多いことを人名と共に列挙し、自身もその例に漏れず堀河帝の親昵人に列したことを「大慶也」と自賛する。堀河天皇からの信頼をもとに重責を任せられたことを伝えるエピソードの一つである。

右大弁・蔵人頭そして造興福寺使長官・勸学院別当

承徳2年(1098)1月、修理左宮城使長官と内蔵頭は兼務のまま、右中弁から左中弁に転じ、中弁の筆頭となった。時に37歳。そして同年12月17日には右大弁に昇任するとともに蔵人頭に任せられ、頭弁となった。更に同年12月28日には造興福寺使長官と勸学院別当に就任した。この時、内蔵頭は兼任していたようであるが、修理左宮城使長官と率分勾当は辞したとみられ、『弁官補任』によれば、翌承徳3年(康和元、1099)には両職とも権左中弁源能俊が任せられている(正月14日率分勾当、4月某日修理左宮城使)。

さて、大弁に昇った宗忠が就任した蔵人頭は、蔵人所別当に次ぐ役職であるが実質上の長官であり、中務・宮内両省管下の内廷諸官司や内廷諸所の統轄とともに、天皇と公卿会議の上卿との間の伝達や、儀式行事を上卿とともに遂行するなど、周知のとおり朝廷の円滑な運営のための要の職である。宗忠は大弁昇任と蔵人頭拝命を「一身両慶」の出来事として恐悦しつつも、頭弁として尽力する道が開けることとなった。

造興福寺長官とは、藤原氏の氏寺である興福寺の修理

造営と管理を寺の僧別当とともにつかさどる役職であり、また、勸学院別当(氏院別当)は、藤原氏の子弟を教育する機関として出発した大学別曹の勸学院を管理する役職であり、藤原氏の氏長者(藤氏長者)から任命される。勸学院の機能はそのほかに、藤原氏の氏人を掌握し、更に氏寺興福寺の管理のほか、やがて興福寺領に係る争論の裁定や、寺領や大和国への警察権の行使など、平安末にかけてその権能を拡大してゆく。

藤原氏の要の機関である勸学院の長である別当は、造興福寺使長官とともに一門の中から藤氏長者の信頼を得た人物が両職を兼務する慣例となっていた⁽²⁷⁾。まさに、時の藤氏長者の関白藤原師通の意向に基づく宗忠の両職への就任であった。

宗忠の造興福寺使長官としての職務は、就任の2年前の嘉保3年(永長元年、1096)9月25日未明、永長の大地震の2カ月前に発生した興福寺の大規模焼亡に対する復興事業であった。9月26日に官人俗別当藤原季仲と僧別当頼尊によってなされた報告によると、東僧坊より出火し、講堂と三面僧坊、中金堂と左右回廊、中門、南大門、鐘楼、経蔵が灰燼に帰したことであった。東金堂・西金堂と塔、南円堂、北円堂、食堂、僧綱所等の堂舎の焼損は免れたものの、南大門から金堂院・講堂・僧坊に至る中心伽藍を焼失した。これは永承元年(1046)の焼亡に次ぐ規模の焼損であった⁽²⁸⁾。この日のうちに俗別当の左大弁藤原季仲、前関白藤原師実の家司で修理権大夫の藤原為房、関白藤原師通の家司の安芸守藤原有俊の3名が派遣された。翌27日には勅使が派遣され、更に前関白藤原師実一行も現地へ向かい興福寺を巡覧した。

焼亡の翌月の10月15日には、陣定において造興福寺の復興経費を諸国に分担する国充が行われるとともに、造興福寺使官人の除目が行われ、俗別当で左大弁の藤原季仲が長官に任じられた⁽²⁹⁾。その後更に先述のとおり11月24日には永長の大地震により、西金堂の仏像に被害が生じている。12月15日には造興福寺使長官藤原季仲と左大史で造興福寺使判官の惟宗盛忠らが興福寺に派遣され、手鎗始(木作始)の儀が行われ、本格的な復興が開始された。

その後、承徳2年(1098)12月28日右大弁宗忠は造興福寺使長官と藤原氏の氏院の勸学院別当を兼務し、前長官藤原季仲を引継ぎ興福寺復興に直接あたることとなった。康和5年(1103)1月24日には金堂・講堂内の仏像の光背を立て始め、また鐘楼への鐘の設置も開始された。この頃までに金堂・講堂・鐘楼など主要堂舎は再建され、仏像も完成に近づいていたものと考えられる。また宗忠は頻繁に右大臣忠実(承徳3年(康和元年1099)6月28日)に38歳で急逝した関白藤原師通の息男。康和元年10月6日氏長者、康和2年右大臣、長治2年1105関白就任)と再建供養について協議を重ねている。『本朝世紀』によれば康

和5(1103)年7月25日に興福寺供養が執行され、再建事業に功労のあった寺僧、仏師、供養会行事官、金堂・講堂等作事を受け持った国司、そして造興福寺使官人と技術官人らへの報償が行われた。

(2) 公卿昇任

参議右大弁

関白師通が急逝した年の承徳3年(康和元年、1099)12月14日、宗忠は参議に任せられ、公卿に列することとなった⁽³⁰⁾。時に38歳。参議右大弁として造興福寺長官は引き続き兼務し、藏人頭と内蔵頭は間もなく辞したものと思われる。また、同月17日には白河上皇より院昇殿を許されている。

翌康和2年(1100)1月、忠実は備前権守を兼ね、5月には従三位に叙せられた。これは、右中弁の時の承徳元年(1097)2月に任せられ勤仕した春日行幸の行事弁としての働きに対する報償(春日行幸行事賞)によるものと考えられる。

康和4年(1102)正月には八幡・賀茂行幸行事賞により正三位に叙せられた。一方、同年12月15日には興福寺作事を巡検しており、翌康和5年7月25日には興福寺再建供養が行われ(『殿暦』同年月日条)、造興福寺長官としての職務を果たしている。

翌康和6年(1104)正月には、伊予権守を兼ねたが、『公卿補任』によればこれは「大弁の労」によるとある。これは、右大弁として藏人頭のほか造興福寺長官も兼ねてその再建を指揮し成果を上げたはたらきも賞されたものと言えよう。

長治2年(1105)2月20日、宗忠は中御門亭を新邸とし、28日に造作を開始し、10月3日に新邸に入った。康和5年(1103)11月16日に焼亡した五条烏丸の邸宅に代わり、ここが後に中御門右大臣殿と呼称される由縁となる宗忠の本邸となる。

権中納言

長治3年(嘉承元、1106)、45歳の宗忠は12月27日に遂に権中納言に昇進した。参議は大弁を兼ねる例が多く、弁官の上席者として実務を統轄する職務でもあったが、中納言(権中納言)以上は、公卿会議において上卿として行事や会議を執行、諸案件の処理を主導することができる立場である。嘉承2年(1107)7月19日には堀河天皇が29歳で薨去し、宗仁親王が践祚(12月1日即位。鳥羽天皇)し、藤原忠実は摂政となった。

そして浅間山大噴火が起こった嘉祥3年(天仁元年、1108)当時、宗忠は47歳で、従二位権中納言。公卿会議において上卿をつとめることができる地位にあった。

(3) 天仁元年以降～晩年(検非違使別当、権大納言、内大臣、右大臣)

その後は、天永4年(永久元年、1113)53歳の時に左兵衛督兼検非違使別当を兼帶、保安3年(1122)61歳の時に

権大納言、大治5年(1130)に中宮大夫を兼ね(崇徳天皇の中宮は忠実の子の摂政藤原忠通の女子の藤原聖子)、翌大治6年70歳の時に内大臣、そして保延2年(1136)75歳で右大臣に任せられ、保延4年(1138)1月従一位となったのち2月26日に出家。60年の長い官歴を終え『中右記』も擱筆。そして保延7年(永治元年、1141)4月20日、80歳の長寿を終えた(『尊卑分脈』第一篇251頁、『公卿補任』第一篇411頁(保延四年条・藤原宗忠尻付)。

3 平安後期の上野国と摂関家

(1) 大国上野国

上野国は、平安初期の弘仁2年(811)に、全国68国中13国が位置付けられた「大国」に格付けされ⁽³¹⁾、更に天長3年(826)には上総・常陸とともに親王任国とされた⁽³²⁾、特別な位置づけの国としてあった。

信濃・甲斐・武藏とともに御牧設置4か国の一⁽³³⁾であり、また中央の諸大寺の封戸が多数置かれ⁽³⁴⁾、伊勢神宮封戸も配され⁽³⁵⁾、また、後述する紅花ほかの貢納物など、大国として朝廷から期待される国の一つであったとみられる。

摂関盛期において所謂『上野国交替実録帳』に登場する6名の受領(平重義、平惟叙、藤原定輔、藤原兼貞、藤原家業、藤原良任)は摂政道長・関白頼通や右大臣実資らの家司家人であり、主家に布や馬産国の受領として盛んに貢馬を行うなど奉仕し⁽³⁶⁾、更に摂関盛期以降、鳥羽院政期に至る迄、摂関家家司がほぼ継続的に受領(家司受領)に任せられていたことも確認している⁽³⁷⁾。また在地では摂関家と結び付く秀郷流藤原氏や清和源氏が活動しており、摂関家と関係深い国の一つとなっていた。

朝廷において国家的儀礼や行事や諸政務を、太政官の最高責任者として滞りなく運営・遂行すべき摂政関白にとり、上野国を始めとする大国の掌握は重要であった。

(2) 上野国の摂関家領と紅花

そこで、関白師通による『後二条師通記』寛治5年(1091)11月22日、12月12日、23日の各条に記載された上野国土井荘の再立荘を巡る経過を通して、その背景となる事象を掲げてみる。

かつて上野国内には関白頼通政権期の長元年間(1028～1037)に道長・頼通ら藤原北家嫡流の摂関・大臣らの家司家人らが相次ぎ受領となった時代に設立されたと推定する土井荘と称す摂関家領があった。長元4年(1031)頃に成立したとみられる『上野国交替実録帳』に登場する先掲の受領6名のうち、まさに藤原家業、藤原良任に相当する時期の設立の可能性が高い⁽³⁸⁾。これが延久元年(1069)後三条天皇の荘園整理令により、賀茂祭料ならびに内蔵寮への紅花貢納の妨げ等の理由で停止された。宗忠が弁官になる3年前の寛治5年(1091)、この土井荘の再立荘が企図され、関白藤原師実・内大臣師通のもと、

当斎院司次官として賀茂斎院と賀茂祭の運営に関わるとともに土井荘の預所的立場にあったと推定される家司藤原惟信が連絡調整し、同じく摂関家家司で上野国受領(家司受領)の高階業房が国司として関わり、再立荘へと結実させた動きがあった⁽³⁹⁾。

宗忠は、弁官就任以前ではあったが、摂関家の師実・師通父子と交流する中で上野国を巡る摂関家の一連の動きは承知していたであろうし、寛治8年(1094)右中弁・左中弁をつとめて以降、土井荘と上野国に、浅からざる関心を向けていた可能性を推測する。

なお、土井荘再立荘から29年後の元永2年(1119)には、上野国内の五千町歩の摂関家領の立荘の動きに対し、白河上皇より斎院禊祭料の紅花の貢進の妨げとなるため停止の意向が示され、立荘を断念するという一件があった⁽⁴⁰⁾。『中右記』には同年3月25日に宗忠が上野国司からの摂関家領立荘の情報を得た白河上皇に呼び出され、反対の意向を関白忠実に伝えるよう指示され、翌26日に宗忠が関白忠実に上皇の意向を伝え、停止することとなつた経緯が記載されている。ここには立荘に至る状況も記されており、五千町歩は摂関家家司平知信が上野国内で集積したものとあり、家司を通じた上野国内諸勢力と摂関家との密接な結びつきの一端を伝えている。このとき宗忠は、摂関家の家産の取扱に関する重要案件を関白忠実に伝達する役割を白河上皇から命じられている。摂関家当主忠実を若年時から支えてきた宗忠の存在性をよく物語っている事象である。白河上皇からの指示を関白忠実に伝えるという重い責務であり、更にその内容が上野国内の摂関家の家産を巡る重要案件であるため、宗忠は記録したのである。

4 『中右記』への上野国浅間山火山災害記事記述の背景

こうした当時の摂関家と上野国との関係を踏まえるなかで、上野国で生じた浅間山大噴火の惨状に対し、宗忠は特別に関心を寄せていたのではないかと推察する。それは次に掲げる諸件による。

〈その1〉

藤原宗忠は、嘉承元年(1106)12月27日に権中納言に任命され、その1年8ヶ月後に浅間山大噴火の報に接し、自身の日記に記録した。時に、朝廷において上卿として各種会議や行事を執行できる地位に達しており、上野国の災害に対する諸案件を議事進行できる立場となっていた。事実、大治4年(1129)の上野国申請難事定に対し、主体的に関わる姿を見る⁽⁴¹⁾。

〈その2〉

宗忠の長い官職歴において、弁官・蔵人・檢非違使の三職を相次いで歴任したことからうかがえる姿は有能な実務官僚であり、『中右記』からも職務精励の様子が随所にみとめられる。特に、天仁元年の浅間火山災害の報に

接する以前、公卿に列する前の数年間は右中弁・左中弁として朝廷の実務に携わり、弁官としての諸役に精励し、京官・大寺社のみならず、諸国からもたらされる様々な諸案件に常に接する立場にあり、職務を通じて地方の実情に通じ、財政収入に直結する諸国の災害や損亡の状況は、強い関心を有したものと推察する。

〈その3〉

特に弁官在任中には、寛治8年(嘉保元、1094)の内裏堀河殿焼亡、嘉保3年(永長元年、1096)の興福寺焼亡と永長大地震など大規模災害が相次ぎ、国家行事や祭礼、政務運営に影響を及ぼす大規模な天変災異に対する意識をも否応なく高め、情報収集にも意を注いだであろうことを想像する。

〈その4〉

この当時の摂関家当主は若き藤原忠実であり、先述の通り忠実の母全子、すなわち関白藤原師通の妻は宗忠の叔母にあたる。忠実は長治2年(1105)に宗忠の祖父俊家の大宮右大臣家で誕生し、康和元年(1099)父関白師通急逝により、22歳で氏長者となり摂関家を継ぐこととなつた。なお忠実の父師通と宗忠は同年であり縁者でもある。かつて寛治8年(1094)3月に師通が関白に就任すると、6月に宗忠を右中弁に任じている。宗忠は摂関家のミウチの有能な人材として、師通の代から活躍が期待されていたと考えられている(戸田1979、24頁)。承徳2年(1098)藤氏長者師通から藤原氏寺興福寺の修造管理組織の長と藤原氏の大学別曹勸学院の管理者を任されていることからもそれは十分うかがえる。

その上で宗忠は、自身の実家で生まれた忠実にその誕生以来仕え、摂関家の繁栄を願い支える立場にあった(『中右記』康和五年十二月朔条「殿下從誕生之昔、及執柄之今、廿六年間誠無二心所奉仕也」)。院を中心とする政権の動静や、摂関家の家政、とりわけ地方諸国に蓄積された摂関家の財源に結びつく諸権益を取り巻く状況にも強い関心を有していたものと推察する。堀河天皇没後、特に顕著となってゆく白河上皇の権力のもとで、摂関家を支援し守ることに意を注いだものと推察する。こうした傾向を反映してか、『中右記』には院の近臣への厳しい評価の一方、摂関家や宗忠に協力した官人らの働きぶりに関する高評価など、興味深い記述が散見される⁽⁴²⁾。

〈その5〉

大国・親王任国に位置づけられ、馬の生産や絹・布・紅花等々の貢納物の供給地である上野国は、摂関家にとり国家的行事や各種儀礼祭祀等遂行の上で必要な貢納物を担い、また、摂関家の家産経済を支える上で、重要な大国の一つであった。浅間山大噴火に伴う上野国「國內田畠依之已以滅亡」の報告がもたらす国家及び摂関家への影響は、宗忠にとり強く意識されたものと考える。

結びにかえて

以上、天仁元年浅間山大噴火の記載が『中右記』に記された背景について検討してきた。記主藤原宗忠と摂関家とのミウチの関係に基づく摂関家家政・家産に対する宗忠の理解、また、宗忠の官職歴において、職務遂行上常に諸司諸国事情に接してきた弁官の実績を経て公卿となつた宗忠ならではの地方への視野、そして上野国と摂関家との長く深い関わりに伴う、宗忠の上野国に対する相応の関心度の高さを推察するところである。こうした宗忠の視座をして、浅間山大噴火と上野国の被災が『中右記』に記し置かれたものと推察する。

考古学や埋蔵文化財の調査研究、地質学等々の隣接諸学の分野においても、この天仁元年9月5日の『中右記』記事は、今後とも諸学横断・融合の象徴的事例として大きな価値を発し続けてゆくであろう。

以上、12年の弁官・参議大弁を経て権中納言となつた藤原宗忠が、公卿会議の場において知らされた上野国における大規模災害情報について、自身の日記に記録すべき価値有りと判断したその背景について掘り下げてみた次第である。

諸賢のご意見ご批判を頂戴できれば幸いである。

註

- (1)歴史地震としての記録は文部省震災予防評議会(1941)、宇佐美(1996)を参照。なおこの地震は駿河湾から日向灘に至る南海トラフにおけるプレート境界型の巨大地震であったとされている(石橋1999)
- (2)『広橋本兼仲卿記』紙背文書によると、「康和二年」の大地震により土佐国で千余町の田が海に沈んだとの記載がうかがえ、康和二年は康和元年(承徳3年)の誤記とし、康和元年1月24日の大地震を南海トラフによる巨大地震と評価し、昭和19年の昭和東南海地震、同21年の昭和南海地震同様、永長・康和の両大地震を南海トラフ地震とする評価もあるが、紙背文書の年代が同時代ではなく後世の可能性もあり、土佐の事例も含め康和地震の評価の確定には至っていない(石橋1999、2015)。
- (3)伊豆諸島の火山活動は、六国史等を通じてしばしば記録されている。天長9年(832)5月と承和5年(838)に神津島噴火(『日本後紀』天長九年五月条、『続日本後紀』承和五年七月十八日条)、応徳2年(1085)三宅島噴火(『伊豆七島志』、産総研地質調査総合センターホームページ「日本の活火山」)など。
- (4)天仁浅間山大噴火に伴い降下した軽石等の火山噴出物(浅間Bテフラ)下層の水田や畠等の発掘調査は、昭和50年代以降本格化。以来、群馬県とその周辺地域で膨大な調査事例が蓄積されている。それら成果は群馬県教育委員会や(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団のほか、県内外市町村において報告されている。成果や概要は、能登健・峰岸純夫編『浅間火山灰と中世の東国』(網野善彦・石井進・福田豊彦監修『よみがえる中世』5、平凡社・平成元年1989)、『群馬県史』通史篇2(平成3年1991)、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『群馬の遺跡』6古代(上毛新聞社・平成16年2004)、能登健「天仁元年・浅間山火山」(北原糸子編『日本災害史』(吉川弘文館・平成18年2006)ほか、にまとめられている。
- (5)飯塚拙稿(2019a)において宗忠の経歴を辿り推察をおこなっている。
- (6)関白藤原師通の急逝は『殿暦』『本朝世紀』康和元年六月二十八日条。『本朝世紀』の葬伝によるその人物評は、「性豁達、好_レ賢愛_レ士、以_レ仁施_レ人、以_レ德加_レ物、多進_レ文学之士_、、漸退_レ世利之人_、、嘉保永長間、天下肅然」とあり、度量が広く、賢才の士を好み、文筆学才あ

る人材を登用し、利得を得ようとする人物は排除するなどしたため、嘉保・永長年間の師通政権下は厳かで引き締まった時代であったと評されている。また「機務余暇、好_レ学不_レ倦、就_レ権中納言大江匡房卿_、、受_レ經史説_、、以_レ儒宗_、也、又、召_レ大学頭惟宗孝言朝臣_、令_レ侍且読_、、凡厥_レ百家_、莫_レ不_レ通覽_、、又巧_レ篆隸_、、能長_レ糸竹_、、就_レ大宰権帥經信(源經信、筆者注)卿_、、学_レ琵琶_、、其論_レ骨法_、有_レ藍青_、」とあり、公務の合間に常に学問に打ち込み、大江匡房や惟宗孝言について經史を学び、書法にも優れ、管弦の道にも長け、源經信に琵琶を習うなどし、その奥義の掌握は師をも超える程であったという。藤原宗忠は、教養と才智に長けた関白藤原師通のミウチであるとともに師通の「好_レ賢愛_レ士」の人物であり、「文学之士」として登用され、活躍する機会が与えられていったことがうかがわれるのである。

(7)『殿暦』・『本朝世紀』康和元年八月二十八日条。『公卿補任』によると藤原忠実はこの時権大納言兼左近衛大将。『本朝世紀』同年月日条によると、この日は承徳(3年)から康和(元年)に改元された日であり、堀河天皇より「太政官申す所の文、先ず権大納言藤原朝臣(忠実)に触れて奉行すべし」との宣旨が下り、忠実邸の枇杷殿に到着した。諸卿上官が忠実邸に参賀する中、宗忠がこの時の吉書を見る役をつとめている(戸田1979)。

(8)忠実への藤氏長者の継承については、『殿暦』『本朝世紀』同年十月六日条によると、前関白内大臣師通の後家(全子)のもとについた藤氏長者の地位の象徴であるところの、氏長者印契と朱器大盤が、家司藤原惟信によって運ばれ忠実に渡されたとある。忠実は、翌康和2年7月17日に右大臣に就任(『公卿補任』)。後見役の祖父の前関白太政大臣藤原師実が康和3年(1101)に亡くなり(2月13日)。『殿暦』・『公卿補任』、そのち長治2年(1105)12月25日に関白に就任した(『殿暦』・『公卿補任』)。

(9)『中右記』長治2年(1105)十二月二十七日条。『執柄殿下(関白忠実)添生於大宮右丞相(藤原俊家)家、早昇博陸(関白)總已之任、誠是一家之光華、萬代之面目也』※()と下線は筆者補注。

(10)『中右記』康和5年(長治元年、1104)十二月朔条。「殿下(関白忠実)從誕生之昔、及執柄(摂関の地位)之今、廿六年間誠無二心所仕奉也、」※()は筆者補注。

(11)前掲注(7)。戸田1979(62頁)。

(12)寛治七年十月十日条に「家事(家司か)行房朝臣」(()内は大日本古記録の校訂記載)と見える。

(13)寛治六年2月6日条。春日祭は翌2月7日に行われた。

(14)『新訂増補弁官補任』第一191頁、寛治八年(嘉保元年)条。

(15)嘉保元年六月二十二日条「今朝行向辛丑納言之宅、通俊卿、尋習弁官事彼卿(藤原通俊)從本有芳心之上、早出自尚書(弁官)、近昇於納言、仍為思吉例、為師匠之也」※()は筆者補注。

(16)『公卿補任』永保四年(1048)条、藤原通俊尻付。それによると、承保2年(1075)左少弁、同四年右中弁、承暦4年(1080)修理右宮城使兼任、永保元年(1081)藏人頭、応徳元年(1084)右大弁、そして永保4年参議右大弁となつた。戸田はこの藤原通俊について、典型的な弁官ルートにより公卿に列した人物であり、20年に及び弁官をつとめ上げ、参議右大弁を経て権中納言に至るという経歴は、「新任初心の宗忠にとつてまさにその鑑とし吉例とすべき先輩であった」と評している(戸田1979、22頁)。

(17)戸田によれば、伊勢遷宮行事弁は、寛治8年(嘉保元年)6月13日の人事でこれまでその任にあった権左中弁源基綱が右大弁に昇任したため行事弁が空席となり、同日右中弁に任じられた宗忠をここに充てることとなり、行事所上卿(長官)の中宮大夫源師忠から行事弁の奉行を命じられたものである(戸田1979、22頁)。(佐藤2011、19頁)。

また、正藏率分所勾当については、『弁官補任』(『新訂増補弁官補任』第一、185頁・191頁)によれば、永保四年(応徳元、1084)6月に右中弁から左中弁に転じた藤原季仲が8月に率分勾当に任せられており、宗忠が右中弁に任せられた寛治8年(嘉保元、1094)6月13日に季仲は左大弁に昇任したため率分勾当の職が空席となり、ここに宗忠を充てることとなったものと考える。

すなわち、弁官局の人事の中で、中弁から大弁に昇任する源基綱と藤原季仲がそれぞれ兼務していた伊勢遷宮行事弁と率分所勾当の両職を新任中弁の宗忠に任せることとなったわけであり、上層部からの宗忠への期待の程がうかがえる。

- (18)『中右記』によれば、寛治8年(嘉保元)6月26日、行事弁に任せられたばかりの宗忠の元に、伊勢遷宮行事史の惟宗盛忠が遷宮に関する諸文書を持参したが、この中は「諸国解状巨多也」であったという。
- (19)正蔵率分制度の開始は、天暦6年(952)9月11日官符(「太政官符五畿内七道諸国司応_三納_レ官調庸并中男作物交易雜物及年料米等年輪十分之一別副_一解文_一」)。『別聚符宣抄』所載による。また、12世紀初期成立の『江家次第』巻第四「定受領功課事」によると、正蔵率分は調庸雜物の十分の二を毎年別納し、止めること無く公用に用いるなり、とある(「率分、公事物也、依古破立勸文注レ之、或抄云、調庸雜物十分之二、毎年別納宛_一無レ止公用_一也」)。
- 正蔵率分制度については、主に川本龍市「正蔵率分制と率分所」『弘前大学国史研究』75、1983)、長澤洋「王朝國家の財政政策」(『王朝國家政史の研究』(吉川弘文館、1987)に拠った。
- (20)『拾介抄』によれば、「大蔵省納物割_一十分之二_一、為_一別納_一、以_一弁官_一掌_一其事_一、以_一主計頭大蔵輔大監物等為_一勾当_一、(略)、無_一正蔵率分_一國者、五畿管國并陸奥出羽周防志摩淡路伊賀、依_一興福寺修造_一、免_一除之_一」と見える。
- (21)『中右記』寛治8年(嘉保元年、1094)6月二十五日条。以下、該当箇所を掲げる。()内は筆者補注。
- 「今日對_一面民部卿(權中納言源俊明)_一之次、申云、一日不_レ思懸_一間、率分所勾當可_レ奉行_一由、被_レ仰下_一了、倩案_一事情_一、率分弁、近代多上臈、正左中弁所_一奉來_一也、然者左中弁師頼朝臣(源師頼)可_レ奉也、若不_レ然者、權右中弁重資(源重資)、年來為_一弁官_一之上、又良吏之間、仍可_レ奉行_一之仁也、至_一宗忠_一者、新任未練之者、豈可_レ堪_一此職_一哉者、民部卿被_レ命云、件事殿下(閔白藤原師通)皆所_一思食量_一也、被_レ申_一院(白河上皇)内(堀河天皇)_一了、只不_レ論_一上下臈_一、為_一諸國_一以_一不_レ被_レ憂之人_一、可_レ為_一率分弁_一之由、有_一議定_一也、汝(宗忠)已當_一其仁_一、於_レ今者不_レ可_レ辭申_一者、予聞_一此語_一、中心有_一所_レ思、民部卿者、一家之礼宛、如_一嚴親_一、万事先所_一申合_一也」
- なお源俊明は宇治大納言源隆国の中子で、醍醐源氏の門流である。戸田芳実によれば、隆国の中子は宗忠の祖父俊家の室で、宗忠の父宗俊の生母である。源俊明は宗忠の祖母の兄弟であり、宗忠のミウチの間柄の人物で、「嚴親」のような存在の相談役であった人物として記載されている(戸田1979、23頁)。
- ところで『大日本古記録』の『中右記』(74頁)の欄外の標注では、宗忠が相談した「民部卿」を「(藤原)通俊」としているが、この時藤原通俊は權中納言兼「治部卿」であり、民部卿を通俊とするのは誤りである。
- (22)『中右記』嘉保元年(1094)十月二十四日条には、内裏堀河院焼亡の状況の記載と共に、その「裏書」には「國史以後、皇居焼亡廿四度、内裏十四度、里亭九度、太政官朝所一度」として、六国史もしくは『類聚国史』の後、村上天皇の天徳4年(960)の内裏焼亡以降、寛治8年(嘉保元)の堀河院焼亡に至る24の事例が列挙されている。
- (23)『類聚国史』巻百七、職官十二「修理職」。なお、修理職は天長3年(826)に木工寮に統合されるが、寛平2年(890)に再置され、左右坊城使を併合し(『日本紀略』寛平二年十月三十日条、十一月十三日条)、以後常置の官司となり木工寮とともに京内・宮城の諸施設の修造を担当した。
- (24)『百鍊抄』延久3年3月27日条に「始置_一修理左右宮城使_一、前日有_一議定_一、而初所_レ被_レ任也、准_一修理坊城使例_一也」とあり、かつて寛平2年に修理職に統合されるまで一度停止されながら再置されていた修理左右坊城使の例に準じて組織されたという。なお「弁官補任」延久3年条によれば、3月27日に左中弁藤原伊房が修理左宮城使(長官)に、権左中弁藤原隆方が修理右宮城使(長官)にそれぞれ任じられている。
- (25)『中右記』嘉保元年十月二十四日、二十六日条。また十一月三日条の裏書には、「皇居焼亡の後の予の奉行の事等」として、宗忠が行った施設整備事業が列挙されている。
- (26)『後二条師通記』永長元年十二月二十三日条によると、「右少弁時範朝臣(平時範。筆者注)奏二文書一覽レ之、一々閲了之中、駿河国解云、去月廿四大地震、仏神舍屋百姓四百余流失、国家大事也、民国之本也」と記され、大地震から約一ヶ月後に駿河国解による報告がもたらされ、津波による被害が伝えられた。閔白藤原師通は為政者として、國之本である民に大被害をもたらした国家の大事であると、この大地震を捉えている。

- (27)興福寺に対しては、藤氏長者が公卿別当となり、藤原氏の弁官が官人俗別当として勸学院別当を兼務し、興福寺のことを執り行う体制が10世紀前半から通例化する。更に、平安後期にはたびたび興福寺が焼失し、再建や修造のために造興福寺使が置かれ、長官には弁官(大弁)が充てられるのが慣例となっていた。以上、勸学院の権限、俗別当・勸学院別当と寺院上卿制については、岡野浩二(2009)による。

また、同様に平安時代を通じて東大寺や大安寺も大規模な焼失を被っており、延喜17年(917)焼失(『日本紀略』『扶桑略記』、同年十二月一日条)した東大寺講堂院の再建のため延喜・延長・承平間に一時期組織された造東大寺講堂使(『東大寺要録』巻七、『東大寺別当次第』『大日本古文書東大寺文書』)を先駆として、その後の大安寺や興福寺の大規模焼失を契機に、また打ち続く東大寺の大規模な伽藍の修造に対応するため、平安時代中・後期を通じて朝廷で造東大寺使、造大安寺使、造興福寺使、が組織され、三大寺の修造事業が遂行されていた。これら造寺使は、平安時代中・後期における太政官機構の上卿(大臣・大中納言)・弁官による国大寺等管理体制(寺院上卿制)を基礎とした組織で、上卿=公卿、弁=造寺使長官、史=造寺使判官によって組織され、公卿と造寺使長官の弁官が官人俗別当(公卿別当または検校、弁別当)を兼ねる例が顕著となった。

- 以上、造東大寺使については、飯塚拙稿(2017)参照。
- (28)永承元年(1046)12月24日、中金堂・東金堂・西金堂の三金堂、講堂、三面僧坊、南円堂、南大門が焼失し、北円堂と正倉院のみ残ったほか、南円堂の不空羈索観音像と西金堂の諸仏は取り出すことができたとある(『扶桑略記』永承元年同月日条・『中右記』永長元年九月二十六日条裏書)。この20年余り後の治暦3年(1067)2月25日に金堂・講堂・東金堂と諸仏の供養が行われている(『扶桑略記』治暦3年同月日条・『中右記』永承元年九月二十六日条裏書)。なお、『中右記』には嘉保三年(永長元年)九月二十六日条の興福寺焼失の記載の裏書に、和銅年中に創建されて以来の興福寺の損亡と再建供養が年代順に列挙されている。これら興福寺を含む七大寺の損亡と再建等の歴史は、太田博太郎(1979)が詳述している。
- (29)藤原季仲は、『弁官補任』によると左中弁の任あった応徳3年(1086)から寛治7年(1093)頃まで造大安寺使長官を兼務しており、寺院復興の実務の経験者でもあった。また、興福寺の官人俗別当でもあり、焼損直後に興福寺に派遣されるなど、季仲が興福寺を担当する筋道ができていたものと考えられる。
- (30)12月13、14のこの京官除目は、大納言忠実が閔白の座に着座して行われたもので、戸田によって、宗忠の昇任は堀河天皇と藤原忠実の意向が強くはたらいていたことが推定されている(戸田1979年、62頁)。これは、忠実が内覽として太政官文書を取り扱うにあたり、宗忠を公卿に引き上げ、公卿会議に同席・補佐させることも意図したものと考ええる。
- (31)『日本後記』弘仁2年2月15日条、「上野国元上国、今改為大国」
- (32)『類聚三代格』「天長3年九月六日付官符」
- (33)『延喜式』左右馬寮「御牧」項、ほか。
- (34)『新抄格勅符抄』諸寺諸家封戸「寺封部」(新訂増補國史大系27、10-11頁)によれば、上野国には、東大寺450戸、河原寺150戸、法華寺・興福寺各100戸、法隆寺・唐招提寺・妙見寺各50戸、西大寺・神通寺各20戸が配置されている。特に東大寺は武藏と並ぶ破格の数である。
- (35)『太神宮諸難事記』(『神道大系』神宮編第1巻、『群書類從』第6巻)『神宮難例集』(『神道大系』神宮編第2巻、『群書類從』第6巻)によれば、長暦2年(1038)伊勢大神宮に三河、近江、美濃、上野国より各25戸の封戸が施入される。
- (36)『群馬県史』通史編2、560-561頁・566頁、坂東諸国受領と損関大臣家の家司・家人については加藤友康(2001)。
- (37)飯塚拙稿2008、2010、2019b、加藤2001、寺内浩(2004)。
- (38)藤原家業は治安4年(万寿元年、1024)正月に上野介に任じられており(『朝野群載』第二十二)、長元元年(万寿5年、1028)8月4日の時点でも上野介とある(『小右記』)。また、藤原良任は長元3年(1030)8月26日には上野介として見え(『小右記』)、同9年(1036)5月1日には「前守(前介)」とある(『左經記』)。なお、同9年5月25日には守(介)成任(氏不明)が見えるが(『左經記』)、いつから上野介かは不明。介就任から4年目とすれば成任は長元6年の就任となる。藤原北家の損関大臣

- と関係の深い家業・良任は、長元年間(1028~1037)の後半の頃まで上野国受領であった。
- (39)土井莊再立莊の経過と内容は、『群馬県の歴史』(1997・山川出版社)67頁で概説されているが、飯塚拙稿2003にて、上野国と紅花と摂関家、摂関家家司と斎院司・家司受領の各動向に着目し、上野国と摂関家の結び付きを具体的に論じた。また飯塚拙稿2021でも紅花と上野国と摂関家を解説。
- (40)この五千町歩摂関家領立莊停止一件については、『群馬県史』通史編2・711-712頁、『群馬県の歴史』(1997・山川出版社)69頁で概説されているほか、飯塚拙稿2003で論じ、また飯塚拙稿2021にて、紅花と上野国と摂関家について解説。
- なお余談であるが、去る寛治5年に再立莊した土井莊は、後三条天皇の延久元年の莊園整理令によって一度停止されたものであり、その主たる理由の一つが賀茂祭料ならびに内藏寮への紅花貢納の妨げとなる為であった。その後、堀河天皇早世後、鳥羽天皇のもとで顯著に院権力を行使するようになった白河上皇によって再び上野国内摂関家領が立莊停止となり、その主たる理由が齋院禦祭料の紅花貢進の妨げであった。上記二例とも、いずれも上野国の「紅花」が要点となっている。紅花は『延喜式』(主計・上)によれば中男作物として本州の24か国に課されているが、平安末期には賀茂祭ならびに賀茂齋院にかかる貢納物として上野国のほかに信濃國も担っていたことがうかがえる(虎尾俊哉2000)。大國上野国は国家の行事に資する紅花の重要産地として位置づけられていたと言えよう。
- (41)『中右記』大治四年(1129)※下線は筆者による
- ①二月十七日条(『中右記』)
予可定諸國條事二通上野、安藝、申文、内大臣(源有仁)可定申之由示給、予進解状、一々見下、師時讀上、且又書定文、條々叶統文可被裁許由、一同定申(略)
- ②『長秋記』同年二月十七日条
(略)僧名奏聞間權大納言(藤原宗忠)云、今夜上野・安藝両國條事可定申、而公事重疊及深更、以後日可定申者、下官(源師時)申云、諸國條事非強大事、今間被定有何事哉、内府(源有仁)同之、納言自懷中取出文、被奉内府、々々略覽返給、次第見下、先之左宰相中将宗輔(藤原)卿參歟、予居下居上、文書到予所、一見、上卿大略皆叶統文、此中上野國司申當年納官・封家済物可被免除事、不叶前例歟、(略)
- ③裏書云
唯條小状許可讀申者、仍上野介顯俊(源)朝臣申請六ヶ條可讀申。下官(源師時)發言云、條々皆叶統文、可被裁許、此中當年済物可免事、不知國弊、忽難定申、可隨勅定歟、左兵衛督(藤原実能)・宰相中將(藤原宗輔)被同之、權大納言(藤原宗忠)・内大臣云、彼國損亡聞高者、除神社仏寺済物之外、被免除有何事、但又可隨勅定者、次讀安藝三ヶ條、任統文皆可有裁許之由、一同定申了、次召史、紙書定文、略書一條、上野條書被免済物事、前年灰砂雖無其隱、當時凋弊以暗難知、許否間、宜任聖斷者、此間大納言被勘、大略書了、以本解・定等納懷申、
- (42)『中右記』に見る院の近臣への評価は、例えば鳥羽上皇院司で諸国受領を歴任し権中納言に昇った藤原長実について、その死に際し「任権中納言、(略)、四ヶ年間公事一度於仕座不行也、(略)、諸大夫昇中納言、多是有才智任大弁也、未曾有無才之人昇中納言」(長承二年八月十九日条)と厳しい。一方、宗忠が因幡守の任を終える際に諸務遂行に協力した僧侶や官人らについて、藤原為隆や藤原惟信など、摂関家家司重鎮への高評価が目立っている(元永二年十二月二十九日条)。

参考文献

- ◆依拠した古典籍や編纂史料等の刊本等については以下の通り。
- 『中右記』は『大日本古記録』(岩波書店)刊行済巻及び『増補史料大成』(臨川書店)、『小右記』『左経記』『後二条師通記』『殿略』『長秋記』は『大日本古記録』(岩波書店)、『江家次第』は「国立国会図書館デジタルコレクション」、『拾介抄』は『新訂増補故実叢書』、『弁官補任』は飯倉晴武・田島公編『新訂増補弁官補任』(八木書店)、『日本後記』『続日本後記』『類聚国史』『百鍊抄』『本朝世紀』『公卿補任』『尊卑分脈』『令義解』『延喜式』『新抄格勅符抄』『別聚符宣抄』『朝野群載』は、『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)に拠った。

また、群馬県史編さん委員会『群馬県史』資料編4原始古代4(1987)、

『同』通史編2(1991)も参照した。

◆論文等(50音順)

- 飯塚聰(拙稿)
2003 「『後二条師通記』にみえる上野國土井莊と摂関家家司藤原惟信に関する一考察」(『ぐんま史料研究』16号、群馬県立文書館)
2008 「群馬県立前橋工業高校の周辺地域理の地理と歴史を学ぶ」(『財団法人馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』26所収)
2010 「上野国及び新田郡周辺の奈良・平安時代の様相」(大間々扇状地研究会編『共同研究群馬県大間々扇状地の地域と景観—自然・考古・歴史・地理—』所収)
2017 「平安前期の東大寺修理造営体制と造寺使・造寺所」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究2歴史の中の東大寺』(法藏館)所収)
2019 a 「平安時代上野国の大災害と大般若経書写—『類聚国史』『中右記』そして『安倍小水磨經』—」(『群馬文化』335号)
2019 b 「古代国家の勸農・用水管理と平安後末期上野国諸情勢」(『中世の巨大用水路『女堀』の謎に迫る!考古学と歴史学の対話:史跡女堀シンポジウム記録集』)
2021 「平安後期の上野国—藤原北家御堂流との結び付き—」(『ぐんま地域文化』第58号)
石橋克彦1999 「文献史料からみた東海・南海巨大地震—1. 14世紀前半までのまとめー」(『地学雑誌』108号)
石橋克彦2016 「1099承徳(康和)南海地震は存在せず1096嘉保(永長)地震が「南海トラフ全域破滅型」だった可能性—土佐地震記事を含む『兼仲卿記』宣旨案の考察ー」(『歴史地震』第31号)
宇佐美竜夫1996『新編日本被害地震総覧』増補改訂版・東京大学出版会
太田博太郎1979『南都七大寺の歴史と年表』岩波書店
岡野浩二2009『平安時代の国家と寺院』(『第二章氏寺統制と伽藍修造』)
加藤友康2001『平忠常の乱』(『千葉県史』通史編・古代2)
佐藤健治2011 「第一章『中右記』(藤原宗忠)ー宗忠の見た白河院政」(元木泰雄・松園齊編『日記で読む日本中世史』)ミネルヴァ書房、16-32頁
棚橋光男1983『行事所』(『中世成立期の法と国家』) 塙書房
寺内浩2004『院政期における家司受領と院司受領』(『受領制の研究』) 塙書房、187-207頁)
戸田芳実1979『中右記 躍動する院政時代の群像』(『日記・記録による日本歴史叢書』古代・中世編5) そしで
虎尾俊哉編2000『訳注日本史料延喜式』上・集英社、880-881頁、1089頁
西垣晴次・山本隆志・丑木幸男編1997『群馬県の歴史』(県史10)山川出版社
橋本義彦1976『平安貴族社会の研究』吉川弘文館
峰岸純夫1989『中世の東国一地域と権力ー』東京大学出版会
文部省震災予防評議会1941『増訂大日本地震史料』第一巻自懿徳天皇御宇至元禄七年(1975、鳴鳳社) (国立国会図書館デジタルコレクション)

(別表)

『中右記』災異記事

藤原宗忠略歴 年齢	記録年月日 (『中右記』寛治元年1087起筆～保延4年1138擲筆) 官職等	災害等 (地震の大小は宗忠の書き分けによる)	記載	備考(内容等)	他記録掲載等
28	侍従 寛治7 1093	寛治3 1089 1月24日 地震	子時許地震		
29		寛治4 1090 6月21日 大地震	午時許大地震		
30		1月6日 大地震	大地震		『後二条師通記』
		3月5日 大地震	戌時許大地震		『後二条師通記』
		8月7日 大地震	申時大地震動	『扶桑略記』によれば、法成寺諸堂の仏像、金峯山の金剛藏王宝殿等が破損。	『扶桑略記』『後二条師通記』他
31		寛治6 1092 3月13日 地震	未時許地震		
		6月8日 小地震	夕方小地震		
		2月14日 大地震	未剋地大震動及一時	関白師実・内大臣師通ら内裏に参集。天皇は南殿で蹴鞠の最中であった。地震により各所で塔が損傷した。翌々日16日天文博士安倍親宗より地震に関する密奏がなされた。	『扶桑略記』『後二条師通記』
32		3月26日 小地震	午剋許少地震		
		3月29日 3月は地震が数度発生	此春頗有寒氣、少暖日、三月雨脚頻下、地震數度		
		11月4日 地震	酉時許地震		『後二条師通記』
		11月17日 春日大社・仁明天皇深草陵鳴動	亥時許春日御社大鳴、頻有光、〔深〕草山陵鳴	深草山陵：仁明天皇陵	
		11月20日 大地震	今夜子剋、大地震動		
33	6/13右中弁 6/23率分勾当 ・伊勢遷宮行事弁 寛治8 嘉保元 (12/15 改元)	6月5日 地震	入夜地振	※申時、星が半月の中に入る様子を目撃し「希有之天変也」と記す。	
		8月2日 地震	午時地震		
		10月27日 小地震	亥時許小地震		
		10月24日	内裏(堀川殿)焼亡	(略)漸及亥剋大風頻吹、忽聞西陣方雜人走叫之聲、而大風盛吹程、(略)、西陣方小屋等焼亡、火炎高盛、飛燐滿点(略)	堀川殿焼亡。宿待していた宗忠、火災の始末に奔走する。
		10月26日		午時許公卿多以參集、東帶、於殿上有此定、(略)里亭皇居焼亡之時被行例、令進勘文、(略)	※裏書に『三代実録』より後の皇居焼亡の記録を列挙(全24度/内裏14度、里亭9度、太政官朝所1度)
		10月30日		於殿上有公卿定、(略)先内裏可作哉否事、(略)	火事について殿上で公卿会議を行う。
		承徳2年10984月10日条 (『殿暦』)康和2年11006月19日条		新造内裏棟上云々	殿上にて内裏造営のことを審議。諸国多くが亡弊により、3カ年延期とする。
					焼亡から丸3年を経て新造内裏上棟。
					堀河天皇新造内裏に遷る。
34	右中弁 (率分勾当) ・伊勢遷宮行事弁 嘉保2	8月10日 大地震	主上御中宮御方間、有大地震、是大物怪歟		
		8月14日 出雲国大社鳴動など怪異三事軒廊御卜	深更參内、依軒廊御卜、江中納言被參仗座、怪異三事※	※怪異三事、出雲国大社鳴、松尾社怪事、已上有本解、神祇官西序坤角大樹大片枝、去七日已時俄無故折損事、是伊勢遷宮行事所也、依申此旨、以口状被下也、官僚候軒廊前卜筮	
35	右中弁 4/21修理左宮城使 嘉保3 永長元 (12/17 改元)	2月13日 地震	巳時許地震		『後二条師通記』
		興福寺焼亡	夜子丑時許、當巳方天頗有光、京都人所疑、有遠所燒亡歟	9月25日未明、興福寺で出火し、金堂・講堂・三面僧房・南大門等焼失。翌26日に俗別当・造興福寺長官藤原季仲から報告があり、僧別当頼尊から書状とともに報告された。	
			(9月26日条)卯時許聞、此夜半興福寺有燒亡、火災東妻室僧坊上出来、則付講堂、仍金堂南左右回廊・中門・南大門・鐘樓・經藏、講堂並三面僧坊皆為燒燼由、別當弁參議左大弁季仲所被申也、是別當法印頼尊件旨以書状被申也	※裏書にて、興福寺焼亡事の遣使の先例と、興福寺の火災と復興の履歴を年代順に列挙。	
			(『後二条師通記』康和5年(1103)7月25日条)金堂・講堂等供養。		『後二条師通記』 (『中右記』康和5年6～9月歟)
		10月1日 地震	十月十九日条、一日地震之変	今夕殿下令參内宿給、天文博士親宗密奏、一日地震之変也云々	
		10月20日 小地震	未時許小地震		
		大地震 「永長の大地震」 (嘉保3年11月24日)	辰時許大地震、已及一時、門々戸々欲及頽壞、古今未有如此比、乍驚馳參内、于時主上渡御西釣殿、件渡殿臨前池、欲乘御前池舟之間也、(略)行向大内巡檢破損、(略)	揺れば一時に及び、家々は倒壊し、未だ古今に比べるものがない。御所では堀河天皇が池の船上に避難。宗忠は大内裏の巡檢を命じられ、応天門の西棟が大きく傾斜、大極殿の柱が所々東に一、二寸動き、瓦が落ちかかっている様子を確認。	『百鍊抄』(地大震、古今無比、人皆叫喚、主上御御舟) 『後二条師通記』(辰時六箇度大地震)
			(裏書)後聞・各地の被害状況	(裏書)後日もたらされた各地の被害状況を列挙。近江の瀬田橋大破、東大寺鐘楼の鐘落下、薬師寺回廊頽倒、東寺の塔の九輪落下、法成寺東西両塔の金具落下、法勝寺本尊等の光背多数破損、各所の塔も多くの損傷とのこと。	『康富記』『長秋記』 『聖徳太子伝古今目録抄』『醍醐寺雜事記』
			(『後二条師通記』11月26条) ・興福寺西金堂の脇侍菩薩像倒れる	関白師通、興福寺西金堂の脇侍が倒れるとの報告を受ける。	『後二条師通記』
			(『聖徳太子伝古今目録抄』) ・四天王寺で永長と康和の両大地震で回廊、東大門が倒れるなど被害あり	関白師通、興福寺西金堂の脇侍が倒れるとの報告を受ける。	『後二条師通記』
			(12月9日条裏書) ・伊勢国で津波被害発生	改元すべきことが検討されたその日の記述に、後に聞いた話として、伊勢国阿乃津を津波が襲い、多くの民戸が被害を受けたと記される。	『聖徳太子伝古今目録抄』
			(『後二条師通記』12月23日条) ・駿河国で津波による大被害発生	関白藤原師通、諸文書を内覧する中で駿河国解に注目。11月24日の大地震で寺社舍屋百姓四百余が流失したとあり、国家大事なり、民は國の本なりと記す。	『後二条師通記』

藤原宗忠略歴 年齢 官職等	記録年月日 (『中右記』寛治元年1087 起筆～保延4年1138擲筆)	災害等 (地震の大小は宗忠の 書き分けによる)	記載	備考(内容等)	他記録掲載等
35 右中弁 4/21修理左宮 城使	嘉保3 永長元 (12/17 改元) 1096	11月27日	三日間小地震が続く (略)小地震、從一日後、兩三日時々小地震		『後二条師通記』 11/25条、辰時地 震、11/27条、未 時地震
		11月29日	地震御卜	(略)次又一日地震御卜同被行、便江中納 言(大江匡房)奉行、藏人弁奏下	この日は賀茂臨時祭の日。夜宮中でまず伊勢外 宮造替の心柱造立日時延引についての軒廊御 卜、次いで地震に対する軒廊御卜が行われた。 宗忠は「臨時祭日被行軒廊御卜、是先例也」と記 す。
		12月5日	地震御祈の二十二社臨 時奉幣、南殿御拝	有臨時奉幣廿二社奉幣、(略)未時許於 南殿巽角間有御拝、(略)是地震御祈云々	地震御祈として二十二社への臨時奉幣が行わ れ、また堀河天皇による南殿御拝が行われた。
		12月7日	大震	亥時許地震、頗大震、近日連日連夜小 地震	
		12月8日	小地震	早旦參結政、(略)在結政間有小地震	
		12月15日	大極殿と諸大寺で地震 御祈の法会がおこなわ れる	今日、於大極殿有百座仁王会、是地震 御祈也	大極殿で百座仁王会をおこなう
				今日又於東大寺有千僧御読経	東大寺千僧御読経
				從今日於七大寺、以十口僧限七日日被 転読最勝王経、行事右小史俊忠、是地 震御祈也	七大寺で7日間の最勝王経転読開始
				於延暦寺、從今日五個日間、毎日以 六十口僧転読大般若経、地震御祈也	延暦寺で5日間の大般若経転読開始
		12月17日	天変地震により永長に 改元	(11月28日)定申臨時百座仁王会僧名日 時、來月十五日云々、地震御祈也、令 藏人弁書日時 (12月15日)今日又於園城寺被修百座仁 王講、地震御祈也	(12月9日)に天変地震による改元の検討が開始さ れ、文章博士藤原成季・藤原敦基と学識者権中 納言大江匡房に字の撰定が任され、17日、匡房 の案が勅許され、改元詔書が発せられた。
		12月20日	地震	早旦地震	
		12月25日	小地震	未明小地震	
		12月29日	小地震	戌刻許小地震	
36 右中弁 (修理左宮城 使) 4/29内藏 頭	永長2 永徳元 (11/21 改元) 1097	1月1日	地震	(略)欲被奏宣命間地震、人々有驚氣、去 年十一月廿四日大地震以後、時々地動、 已に及數十度也、去夜戌刻地震也、今日 同剋限也	元日節会一連の行事の最中に地震があり参列した 人々を驚かす。昨年11月24日の大地震以後、 余震十数度に及ぶという。
		閏1月1日	地震	亥時許地震	
		閏1月12日	小地震	未時許小地震	
		4月9日	地震	亥時地震	
		4月14日	地震	申時許地震	
		7月5日	地震	(7月6日)申時許地大震、去夜半(7月5日) 許地震	
		7月6日	大震		
		8月6日	地震	夜半許地震	
		8月8日	小地震	申時許小地震	
		9月4日	彗星あり	此四五日間有奇星見西方、其体細長、 一丈余許	9月初頭、数日間西の空に彗星が現れる。
		9月6日	小地震	卯時許小地震、去今年天変・地震類示 其変、尤有恐歟	
		1月13日	地震	亥時許地震	
37 1/27左中弁 (修理左宮城 使)11/17右 大弁・藏人頭 12/29造興福 寺長官・勧學 院別當	承德2 1098	4月4日	小地震	戌刻許小地震	
		6月9日	小地震	未時許小地震	

(欽承德3(康和元)1099～康和3年1101※『中右記目録』で一部補遺)

38	12/14参議(右 大弁・造興福 寺長官・藏人 頭・内蔵頭)	承德3 康和元 (8/28 改元)	1099	1月24日	大地震 「康和の大地震」 (承徳3年1月24日)	早旦大地震	『後二条師通記』によれば、この地震により興福 寺西金堂の柱が破損し、南大門が転倒するなど の被害があったとある。 『聖徳太子傳古今目録抄』によれば、四天王寺で 承長と康和の相次ぐ大地震で回廊・東大門が倒 れるなどの被害あり。	『中右記目録』より 『中右記』本文は 逸失しておりこの 地震前後の記載は 缺落。
39	1/28兼備前権 守	康和2	1100	10月20日	大震	地大震、数度	翌21日、天変地震により軒廊御卜を行う。	『中右記目録』より。
40	参議 (右大弁・造興 福寺長官・備 前権守)	康和3 1101	2月2日	地震	申時地震			『中右記目録』より。
41			2月7日	地震	地震			『本朝世紀』
42		康和5 1103	3月4日	小地震	亥時許小地震			『本朝世紀』
43			4月22日	地震	齋院御禊、今日□時許地震			『百鍊抄』『本朝世 紀』
44			5月1日	地震	未時許地震			
45			10月26日	地震	亥時許地震、甚有聲			
46			11月30日	地震	午時許地震三個度			

藤原宗忠略歴		記録年月日 (『中右記』寛治元年1087 起筆～保延4年1138擲筆)		災害等 (地震の大小は宗忠の 書き分けによる)	記載	備考(内容等)	他記録掲載等
42	参議 (右大弁・造興 福寺長官・備 前権守)	康和5 1103	12月3日	地震	此曉地震		
			12月27日	地震	亥時許地震		『本朝世紀』(地大 震)
43	1/28兼伊予権 守	康和6 長治元 (2/10 改元) 1104	4月6日	大震	夜半許地大震		
			4月13日	大震	卯時許地大震、神心迷乱		
			4月14日	大地震	夜半許大地震、近日時々地震		
			6月25日	丹生社振動により軒廊 御ト	次度参陣、被行軒廊御ト、是丹生社振動 事。(略)	軒廊御トの次第や着座等についての記載あり。	
44	参議 (右大弁・造興 福寺長官・伊 予権守)	長治2 1105	2月19日	地震	戌時許地震、頗有聲		
			閏2月14日	大震	申剋許地大震有聲		『殿略』(閏2月15日 条、昨日地震)
			3月2日	大震	未剋許地大震		
			4月1日	地震	戌時許地震		
45	12/27権中納 言 嘉承元 (4/9改 元)	長治3 1106	1月12日	小地震	未剋許小地震、先有音		
			3月23日	大地震	亥時許大地震		
46	権中納言	嘉承2 1107	4月7日	地震	辰剋地震		『永昌記』(大地震)
			7月28日	地震	夜半許地震	地震記載の前に天変の記載(今日晩頭日之傍片 月并星共見)あり。	
47	権中納言 嘉承3 天仁元 (8/3改 元)	嘉承3 天仁元 (8/3改 元) 1108	8月20日	鳴動が頻繁にあったため、軒廊御トがおこな われ、その結果に基づき崇りの方角の神社への 奉幣が決定された	藏人弁(藤原)顧降仰云、近曾天下頻鳴動、 若依何崇所致哉可令ト申者、官(神 祇官)寮(陰陽両)内々催備也、仍俄行軒 廊御ト、以来問時占之、午時、官申云、 兵革、寮申云、公家御慎、戊亥未申方 大神成崇者、則令奏聞、仰云、件両方 神社追可奉幣者	関白忠実の『殿略』によると、天仁元年八月十五 日には大和国秋篠山陵(成務天皇陵・神功皇 后陵)の鳴動により軒廊御トと山陵使定めが行 われ、同月十八日条には未明と昼の二度にわた り東北方で太鼓の如き大鳴がしたとある。同月 廿日、秋篠山陵に向けて山陵使が立ち、また天 下鳴動に対する軒廊御トがおこなわれた。	『殿略』
			8月25日	東方の空が赤く染まる	寅卯時許東方天色甚亦云々		
			9月3日	東方の空が赤く染まる こと7~8日続く	早旦東方天甚亦、此七八日許如此、誠為 奇、可尋知歟		
			9月5日	浅間山大噴火と上野國の被災状況が報告される (嘉祥3年7月21日発生)	(略)左中弁長忠(藤原)於陣頭談云、近 日上野國進解状云、國中有高山、稱 麻間峯、而從治間峯中細煙出來、 其後微々也、從今年(嘉祥三年)七月 二十一日猛火燒山嶺、其煙屬天沙礫滿 國、燒燼積庭、國內田畠依之已以滅亡、 一國之災未有如此事、依希有之怪所記 置也	・公卿会議で、左中弁藤原長忠より上野国司から上進された解状についての報告があった。 それによると、浅間山は治暦年間(1065~1069) 以降噴煙を上げていたが、7月21日に大噴火を 起こし、噴煙が天を覆い大量の砂礫が国中に積 もり、火山灰等が国境(または国司の館)の庭に も積もり、国内の田畠は滅亡したということである。 ・宗忠は、一国に及ぶ災害としてこれほどのことはいまだかつて無かったことであり、あまりに稀有の災いであるために記し置いた、との所 感を記す。	『立川寺年代記』他
			9月23日	軒廊御トが行われる また、上野国が浅間山について報告	軒廊御ト、(略)、上野國言上麻間山峯事		
			10月6日	近日天変頻発への対応 として非常赦が提言された	藏人弁(藤原顧隆)仰云、近日天変頻示、 怪異屢犯、依如此事、可被行非常赦、(略)		
			10月23日	地震	夜半地震		
			10月24日	鳴動について検討	早旦從院有召、則參入、雖御物忌參殿上、 攝政令參給、大藏卿參入、以長實朝臣 被仰云、從去日有鳴動音、于今不止、 甚所懼思食也、何様可被沙汰事哉、且 又問大外記師遠、天文博士宗明等、可 量申者、大藏卿問師遠宗明、書宿紙奏覽、 大略如密奏、天之有聲之由所申也	白河院から招集があり、摂政藤原忠実らが參集 し、いまだやまない鳴動と今後について検討。	
			10月29日	(鳴動の原因について の説)	下人説云、駿河國富士山并信濃國朝 峯燒落之時、其聲振動、遠聞天下、若 是如此事歟云々、仍被尋之歟、從尾張 國上道下人云、從彼國猶當東方有此聲 者、弥有其疑、予申云、猶其國其山鳴 動之由被尋天、以鳴初時可被行御ト歟、 其後御祈等早可被行也	下人の話によると、富士山や浅間山が噴火した 時、鳴動が遠く都まで聞こえたという。また、尾 張國を上る下人によれば、東方で音が発した という。	
				鳴動の原因について富 士山噴火との情報が あったが、当該国から の報告を待つ	又或人來談云、此日者當東方夜晝有鳴 動聲、不知何所之間、從坂東國上洛下 人云、駿河國富士山動也、又火炎高 昇、近隣國々騒動云々、但未進國解之間、 不知實說也	坂東から上洛した下人の話として富士山が噴火 したことが伝えられたが、宗忠は地元駿河國から 報告がなされていないため眞実かどうか不明 とし、判断を留保。	

藤原宗忠略歴 年齢	記録年月日 (『中右記』寛治元年1087 起筆～保延4年1138擲筆)	災害等 (地震の大小は宗忠の 書き分けによる)	記載	備考(内容等)	他記録掲載等
51 権中納言 (歿永久元年1113)	天永3 1112	11月1日 地震	亥時許地震		
		11月2日 大鳴動	巳時許大有鳴動、聲如我頭響、大略天之所為歟、非東國山聲歟、甚不得心事也	午前中に大きな鳴動があった。東国の山の音なのかどうか不明。	
		11月10日 鳴動の要因に関する天文博士の見解	大藏卿於院殿上談云、近日天下鳴動事、非富土朝間燒、是天鼓之由、天文博士所申也、尤□恐、又奇雲橫天、流星照雲之怪異、夜々數度如此事旁有、御所可宜敷、(略)	天文博士が申すには、一連の鳴動は富士山や浅間山の噴火ではなく、天のなす仕業であるという。	
		(『殿暦』11月24日条)		『殿暦』同年11月24日条によれば、伊豆国からの報告で、海中より大鳴が3日間続いたとい。	
		11月27日 鳴動に対する軒廊御卜	是去月天下鳴動御祈者、入夜予參内、是依可行軒廊御卜也、(略)	一連の東方からの鳴動に対する軒廊御卜が行われる。	
		宗忠、天下大鳴動の原因を掌握 (伊豆諸島の火山活動: 10月後半～11月初頭)	(略)又予召陰陽頭朝臣(略)、仰云、伊豆國司申海上神火事、吉凶可占申者	宗忠、陰陽頭を呼び、伊豆国司が伝えた海上の神火の事について、吉凶を占うべきことを伝えます。	
(伊豆諸島の火山活動: 10月後半～11月初頭)					
53 権中納言 (左兵衛督兼 檢非違使別 當)	永久2 1114	6月19日 大震	此曉鶴鳴之後地大震		
		8月27日 地震	戌刻地震		
(永久3年1115～5年1117 歓)					
57 権中納言	永久6 元永元 (7/13 改元)	1118 3月9日 地震	午刻許地震		
59 権中納言	元永3 保安元 (4/3改 元)	1120 12月9日 木幡山陵鳴動、宇治殿 墓振動、八幡宮怪異頻 発	入夜、日野阿闍梨入來云、近日木幡山 陵鳴動云々、又宇治殿墓所振動云々、 是宇治山中也、(略)又聞、近日八幡宮 頻怪異云々、天下怪異大略旁有其間歟、 今月一日或鳴、或動、或光曜云々	藤原氏の祖先の墓所が鳴動、石清水八幡宮に怪 異が頻発。	
(歿保安2年1121～天治3年/大治元年1126)					
66 権大納言	大治2 1127	1月29日 地震	戌時地震		
(歿大治3年1128)					
68 権大納言	大治4 1129	※『長秋記』大治4年2月 17日条裏書に「前年灰 砂」	「上野條書被免済物事、前年灰砂雖無其 隱」	※当時参議兼皇后宮権大夫の源師時による『長 秋記』に「前年灰砂」と記され、天仁元年の浅間 山大噴火以降、大治3年以前にも噴火による降 灰被害が生じ、済物免除が措置された。	『長秋記』
			11月30日 大震	午後地大震	『長秋記』
70 権大納言 (中宮大夫) 12/22内大臣	大治6 天承元 (1/29 改元)	9月8日 地震	卯時地震、近日天変地震尤有恐事也		
		9月27日 小地震	戌刻許小地震		
		12月6日 大雪	今朝白雪積庭、已及七八寸、近代大雪也、 去夜終夜降積、	12/6夜、大雪、地震	
		12月7日 (去夜12/6)地震	白雪又積庭上、去夜(12/6)之事地震、 其聲甚不、近日寒氣無極		
72 内大臣	長承2 1133	8月28日 地震	夜半地震		『長秋記』
74 内大臣	長承4 保延元 (4/27 改元)	1135 3月18日 大震	此曉地大震		
75 12/9右大臣	保延2 1136	1月28日 地震	曉地震、近日世間多道路棄小兒、大略 天下飢饉所致歟	最近多くの道路に子どもが遺棄されている。お よそ天下の飢饉の致すところと慨嘆。	
76 右大臣	保延3 1137	7月15日 大震	申時地大震、近代未有如此事、其後度々 小地震		『実能記』『百鍊抄』 他
		7月18日 地震	辰時地震		
		7月27日 地震	辰時地震		